

郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用料助成要綱

平成12年 4月 1日 制定
平成12年 5月 1日 一部改正
平成13年 4月 1日 一部改正
平成18年 4月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成26年 7月 7日 一部改正
平成28年 3月 29日 一部改正
令和 2年 7月 1日 一部改正
【保健福祉部介護保険課】

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 利用者負担額の減額（第 2 条－第 7 条）
- 第 3 章 社会福祉法人等への助成（第 8 条－第 11 条）
- 第 4 章 雑則（第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の基準（平成24年厚生労働省告示第 120 号）に該当する地域（以下「特別地域」という。）に所在する指定訪問介護等事業所が特別地域加算による介護サービスの利用者負担額を減額（以下「利用者負担額の減額」という。）して行った場合に、その減額分に相当する額の範囲内で当該事業所に一定の助成を行うことにより、本市の介護保険のサービスの利用における利用者負担の均衡を図ることを目的とする。

第 2 章 利用者負担額の減額

（対象サービス）

第 2 条 利用者負担額減額の対象となる介護サービスは、特別地域に所在する指定訪問介護等事業所（社会福祉法人その他市長が認める法人に限る。以下「社会福祉法人等」という。）が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）とする。

（利用者負担額減額の対象者）

第 3 条 利用者負担額の減額の対象者は、前条に規定する訪問介護等を利用する市区町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）とする。ただし、次に掲げる要綱の規定に基づき、訪問介護等の利用者負担の減額を受けている者を除く。

- (1) 郡山市介護保険の特別対策に係る障害者訪問介護等利用料助成要綱（平成12年 3月 24日制定）
- (2) 郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成要綱（平成12年 5月 1日

制定)

(助成の対象)

第4条 この要綱による助成の対象者は、利用者負担額の減額を行う社会福祉法人等とする。

(減額の申請)

第5条 訪問介護等の利用者負担額の減額の申請をしようとする被保険者は、郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担額減額申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(減額の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請のあったときは、その内容を審査し、当該減額に係る可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担額の減額の可否を決定したときは、郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担額減額決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該決定が減額を認める決定であるときは、当該通知書に特別地域訪問介護等利用者負担額減額認定証(第3号様式)を添えて通知するものとする。

(認定証の有効期間等)

第7条 前条第2項後段の認定証の有効期間は、申請書を受理した日の属する月の初日から受理日後最初に到来する7月末日までとする。ただし、平成12年度における認定証の有効期限については、平成12年4月1日から翌年の6月30日までとする。

2 認定証の有効期限以後引き続き認定証の交付を受けようとする者は、毎年有効期限が切れる3週間前までに、第5条の申請を行うものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該事業の対象者に該当しなくなったときは、速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

第3章 社会福祉法人等への助成

(助成の額)

第8条 助成の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)若しくは地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した訪問介護等費の額(その額が現に当該訪問介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護等に要した費用の額とする。)に100分の1を乗じた額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22号の2の2、第22条の3の規定により給付される高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費又は郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則(平成28年郡山市規則第43号)第9条の規定により支給される高額介護予防サービス費相当事業費、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の額を除く。)の2分の1の額とする。

(減額の申し出等)

第9条 第3条に規定する対象者に対し、この要綱に基づき利用者負担の減額を行う社会福祉法

人等は、あらかじめ市長に郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置申出書（第4号様式）を提出するものとする。

- 2 社会福祉法人等は、前項の規定による申し出に変更があったときは、速やかに郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置申出書記載事項変更届（第5号様式）により市長に届け出るものとする。

（補助の申請）

第10条 利用者負担の減額を行った社会福祉法人等は、4月分から9月分と10月分から翌年3月分の2回に分けて、それぞれ当該年度の10月末、翌年3月末までに郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置助成金申請書（第6号様式）に実績報告書（第7号様式）を添えて市長に申請するものとする。

（助成の条件）

第11条 社会福祉法人等は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整えとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月7日から施行し、平成26年7月1日から適用する。
- 2 平成26年7月に受理した申請書については認定証の有効期限を平成27年7月末日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額申請書

フリガナ		被保険者番号																		
被保険者氏名		個人番号																		
生年月日		明・大・昭		年	月	日														
住 所		〒		—																
				電話番号 ()																
世帯構成員	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日																
	世帯主		個人番号																	
	氏名																			
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日																
	世帯員		個人番号																	
	氏名																			
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日																
	世帯員		個人番号																	
	氏名																			
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日																
	世帯員		個人番号																	
	氏名																			
郡山市長																				
上記のとおり郡山市介護保険の特別地域における訪問介護利用者負担減額に係る減額を申請します。																				
年 月 日																				
住所																				
申請者 氏名																				
電話番号 ()																				

保険者記入欄

交付年月日	年 月 日	(市町村民税等の状況等を記入)
適用年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	

備考

太線枠内を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額決定通知書

様

郡山市長

印

先に申請のありました介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項		
1 承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日	(決定内容)
2 承認しない	理由	

問い合わせ先

郡山市介護保険課

電話番号

第3号様式（第6条関係）

特別地域訪問介護等利用者負担額減額認定証

（表面）

特別地域訪問介護等利用者負担額減額認定		
交付年月日 年 月 日		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日
	適用年月	年 月 日 から
	有効年月	年 月 日 まで
減額の内容		
発行機関名	0 7 2 0 3 3	印
及 び 印	郡山市朝日一丁目23番7号 郡 山 市	

（裏面）

注 意 事 項
1 特別地域に所在する小規模の指定訪問介護等事業者から訪問介護等サービスを受けるときは、必ず事前にこの認定証を事業者に提示してください。
2 この認定証は、郡山市に申出があった事業者のみ有効です。
3 この認定証により訪問介護サービス等を利用した場合は、利用者負担の割合が9%になります。
4 被保険者の資格がなくなったとき又は減額認定の要件に該当しなくなったとき若しくは減額の認定証の有効期限を経過したときは、遅滞なくこの証を郡山市に返してください。
5 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市の窓口はその旨を届け出てください。
6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第5号様式（第9条関係）

郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置申出書記載事項変更届

年 月 日

郡 山 市 長

届出者 住 所
法人名
代表者名 ㊟

下記のとおり介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置申出書の記載事項に変更があったので、郡山市介護保険の中山間地域等の地域における訪問介護等利用料助成要綱第9条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

第6号様式（第10条関係）

郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等利用者負担減額措置助成金申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住 所
申請者 法 人 名
代表者名 ㊟

下記のとおり介護サービスの利用者負担の減額を実施しましたので、郡山市介護保険の特別地域における訪問介護等料助成要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 利用者負担の減額措置の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用者負担の減額の状況

介護サービス名	減額措置 人 数	本来収入すべき 利用者負担額	減額した額
訪 問 介 護			
第1号訪問事業			
合 計			

3 添付書類

